

広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を定める件（文化庁告示第26号）の概要

「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律第53号。一部を除き、平成22年1月1日施行）の施行に伴い、文化庁告示において、「著作権法施行令の一部を改正する政令」で文化庁長官による定めが求められている事項について、定めを行う。（施行期日：平成22年1月1日）

1. 告示委任事項

- 今般の法改正により、文化庁長官の裁定を受ける前であっても、長官の定める使用料相当額の担保金を事前に供託した上で著作物を利用することができる「申請中利用制度」を創設したこと等に伴い、「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合」の内容等について政令で定めることとされた。
- これを受け、著作権法施行令の一部を改正する政令による改正後の著作権法施行令（以下「令」という。）では、以下の方法のすべてにより権利者と連絡するために必要な情報（氏名、住所等。以下「権利者情報」という。）を得ようとしたにもかかわらず得られなかった場合又は当該方法により得られた情報その他その保有するすべての情報に基づき権利者と連絡をしようとしたにもかかわらず連絡ができなかった場合を規定。
 - ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
 - イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること
 - ウ 日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること。

2. 告示の内容

- (1) 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料（上記ア関係）
 - 上記アの文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。
 - ① 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの（例：美術年鑑、レコード年鑑、著作権台帳等）
 - ② 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
- (2) 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者（上記イ関係）
 - 上記イの文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。
 - ① 著作権等管理事業者その他の著作権等の管理を業として行う者であって、裁定を受けて利用しようとする著作物等と同じ種類の著作物等（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
 - ② 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者（例：出版社、レコード会社等）

③ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体
(例：学会、著作者団体等)

(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法（上記ウ関係）

上記ウの文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイトに30日以上の間継続して掲載することとする。